

三重県議会議員連盟の設立等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県議会議員が組織する議員連盟の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で「議員連盟」とは、県の行政施策の推進や諸外国との友好促進を図ること等を目的として三重県議会議員が組織する団体で、別表に掲げるものをいう。

(設立及び存続の要件)

第3条 議員連盟は、次に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 設立発起人が2以上の会派（少数会派を含む。）に属する議員からなっていること。
- (2) 議員定数の2分の1以上の議員（発起人を含む。）の賛同を得ていること。
- (3) 設立について、代表者会議の承諾を得ていること。

(設立手続)

第4条 新たに議員連盟を設立しようとするときは、設立発起人は、前条第1号及び第2号に定める要件を備えていることを証する書類（設立趣意書、規約案、賛同者名簿）を添え、議長に申し出るものとする。

2 議長は、前項の申出を受けたときは、関係書類を添えて代表者会議に発議し、その設立についての可否を諮り、その結果を当該設立発起人に通知するものとする。

(存続期間)

第5条 議員連盟は、解散する場合を除き、議員の任期中存続するものとする。

(解散)

第6条 議員連盟を解散したときは、当該議員連盟の代表者は、速やかに議長に届け出るものとする。

(庶務)

第7条 議員連盟の庶務は、議会事務局で行う。

附 則

この要綱は、平成11年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月8日から施行する。

別表

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 太平洋新国土軸推進三重県議会議員連盟 |
| 2 | リニア中央新幹線建設促進三重県議会議員連盟 |
| 3 | 国際交流促進三重県議会議員連盟 |
| | 日本・スペイン部会 |
| | 日本・中国部会 |
| | 日本・ブラジル部会 |
| | 日本・パラオ部会 |
| | 日本・韓国部会 |
| 4 | 三重県議会スポーツ振興議員連盟 |
| 5 | 三重県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟 |
| 6 | 三重県議会伊勢湾再生促進議員連盟 |
| 7 | 中部国際空港拡充三重県議会議員連盟 |

三重県議会議員連盟について

改選前の状況

1 要綱第3条第1項～第3項の全ての要件を満たしていた議員連盟

(1) 太平洋新国土軸推進三重県議会議員連盟

本連盟は、県土の均衡ある発展と一体感のある国土形成を図るため、太平洋新国土構想の早期実現構想と建設促進を目指すことを目的とする。

(2) リニア中央新幹線建設促進三重県議会議員連盟

本連盟は、リニア中央新幹線の実現を期し、県内ルートの早期確定と停車駅の設置を図ることを目的とする。

(3) 国際交流促進三重県議会議員連盟

本連盟は、日本と友好提携関係にあるスペイン国、中華人民共和国、ブラジル連邦共和国、パラオ共和国及び大韓民国との友好親善と経済貿易の促進を図ることを目的とし、以下の部会を設置する。

- ① 日本・スペイン部会
- ② 日本・中国部会
- ③ 日本・ブラジル部会
- ④ 日本・パラオ部会
- ⑤ 日本・韓国部会

(4) 三重県議会スポーツ振興議員連盟

本連盟は、県民が健康の保持増進や体力の向上を図り、心身ともに明るく豊かな生活を営むため、本県の体育・スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(5) 三重県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟

本連盟は、朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致問題の全容解明と早期解決を促進することを目的とする。

(6) 三重県議会伊勢湾再生促進議員連盟

本連盟は、人と森・川・海の連携により、健全で活力ある恵み豊かな伊勢湾の再生を促進することを目的とする。

(7) 中部国際空港拡充三重県議会議員連盟

本連盟は、中部国際空港の機能拡充を図り、本県における産業経済基盤を強化することで、県政全体の発展に寄与することを目的とする。

2 要綱第3条の要件を満たしていなかった議員連盟

(1) 日台友好三重県議会議員連盟

本連盟は、日本と台湾との友好親善を図り、三重県の観光及び関連事業の振興を促進し、もって県政の進展を期することを目的とする。

(2) 三重県果樹振興議員連盟

本連盟は、本県果樹農業の健全な発展と、果樹農業経営の安定・発展に資するための施策の研究、及びその推進に寄与することを目的とする。

(3) 森林・林業・林産業活性化促進三重県議会議員連盟

本連盟は、環境・国土保全等森林の持つ公益的機能の維持向上と森林・林業・産業の振興のための調査・検討し、県民の負託に応えうる森林づくりと林業・林産業の活性化に資することを目的とする。

(4) 三重県議会英霊にこたえる議員連盟

本連盟は、かつての戦争において国家のため、郷土のために一命をなげうった英霊の顕彰を目的とする。

(5) 三重県議会防衛・防災議員連盟

本連盟は、県民と自衛隊の懸け橋として相互の理解を深めるとともに、国の防衛及び防災思想の普及・啓発を図るとともに、地域社会の健全な発展に貢献することにより、三重県民の安全・安心の確保充実に努めることを目的とする。

(6) 自民党三重県議会観光振興議員連盟

本連盟は、本県の観光の活性化を促進することを目的とする。

(7) 三重県商工会議員連盟

本連盟は、地域の総合経済団体としての商工会の振興と地域経済の発展に関する政策の展開と活動を通じ、地域中小企業・小規模事業者の活性化に資することを目的とする。

(8) 芸術・文化振興三重県議会議員連盟

本連盟は、音楽、演劇、舞踊、演芸などの実演芸術や映画及び美術などの芸術文化を通じて県民に豊かな情操を養う機会の提供や県の文化政策の充実強化をめざし、県内芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

(9) 三重県議会商工会議員連盟

本連盟は、地域の総合経済団体としての商工会の振興と地域経済の発展に

関する政策の展開と活動を通じ、地域中小企業・小規模事業者の活性化に資することを目的とする。

(10) 三重県茶業及びお茶の文化振興議員連盟

本連盟は、茶業が地域の産業として重要な位置を占めている中で、お茶に関する伝統と文化が県民に深く浸透し、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(11) 三重県議会日越友好議員連盟

本連盟は、日本とベトナム社会主義共和国との友好親善を図り、本県在住のベトナム人との交流と親睦を促進することによって県政の発展を期することを目的とする。